新生児聴覚検査を受けた時の 手続きについて

県外の医療機関では、東松島市の新生児聴覚検査受診票が使用できません。

そのため、全額自己負担で、検査を受けるようになります。

後日、手続きをすることで、自己負担していただいた検査費用の全額、または一部の助成を受けることができます。

下記を確認し、申請期限内に助成手続きをしましょう。

助成対象者:

検査日において、東松島市に住所がある生後2か月までの赤ちゃん

申請期限:

申請場所:

検査を受けた日から、6か月以内

保健相談センター(健康推進課)

【手続きに持参するもの】

- ①検査結果が確認できるもの(医療機関が必要事項を記載したもの)
 - ※母子手帳の18ページ前後に、『検査結果の記録』として、新生児聴覚検査の 結果を医療機関で記入してくれる場合が多いですので、母子手帳をご持参 いただくと良いです。
- ②新生児聴覚検査の領収書(氏名、検査費用、検査日、医療機関名が記載されたもの)
- ③印鑑(朱肉で押すもの)
- ④未使用の『新生児聴覚検査受診票(助成券)』
- ⑤通帳(振込先金融機関名、口座番号、口座名義人のわかるもの)
- ⑥東松島市新生児聴覚検査費用助成金申請(請求)書

※①、②、⑤は、コピーを取らせていただきます。



お問合せ:

東松島市役所 健康推進課 (矢本保健相談センター) 電話 0 2 2 5 - 8 2 - 1 1 1 1 (内線 3 1 2 3)

0650600066065

30600000